

西予市新エネルギー設備等導入費補助金交付要綱

令和4年3月18日

西予市告示第64号

(目的)

第1条 この告示は、新エネルギー設備等のシステムを導入する者に対し費用の一部を補助することにより、市民の環境保全意識の高揚を図るとともに、地球温暖化を防止し、環境にやさしいまちづくりを推進するため、予算の範囲内において西予市新エネルギー設備等導入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 居住の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1以上を占める一戸建ての住宅をいう。

(2) 事業完了日 導入した次条に規定する補助対象システムの保証書に記載されている引渡日をいう。

(補助対象システム)

第3条 補助金の交付の対象となる新エネルギー設備等の補助対象システム(以下「補助対象システム」という。)は、別表に定めるとおりとする。ただし、事業完了日から1年以内のものを対象とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、別表に掲げる者であって、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、市の住民基本台帳に登録されている個人とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象経費及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業完了日から起算して1年を経過する日又は申請しようとする年度の2月末日のうちいずれか早い日までに、西予市新エネルギー設備等導入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び交付)

第7条 市長は、申請書兼請求書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金の交付額を確定し、当該申請

者に対し西予市新エネルギー設備等導入費補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(取得財産等の管理)

第8条 前条の規定に基づき補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象システムを減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間内において、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助対象システムについて、市が送付する交付決定通知書を備え、管理しなければならない。

(処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助対象システムの法定耐用年数の期間内において、当該補助対象システムを処分(売却し、譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)しようとするときは、あらかじめ市長に西予市新エネルギー設備等導入費補助金に係る財産処分承認申請書(様式第3号)を提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 前条の規定に違反して、市長の承認を受けずに補助対象システムを処分したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が事業の施行について不正の行為があると認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該補助事業者にその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告及び現地調査等)

第12条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助対象システムの設置状況等について報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則([令和6年西予市告示第46号](#))

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則([令和7年西予市告示第46号](#))

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第3条、第4条及び第5条関係)

補助対象システム	設備要件	補助対象者	補助対象経費	補助金額
<p>家庭用燃料電池(この表において「エネファーム」という。)</p>	<p>次の全ての要件を満たすものであること。 (1) 一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有するものと市長が認めたものであること。 (2) 未使用のものであること。</p>	<p>次の全てに該当すること。 (1) 自ら居住する市内の住宅に補助対象システムを設置した者又は自ら居住するために市内に補助対象システム付きの住宅を購入した者であること。 (2) 自ら電力会社と電灯契約を締結し、かつ、電力系統連系に係る承認等を得ていること。 (3) 同一住宅においてエネファームに係る補助金の交付を市から受けていないこと。</p>	<p>燃料電池ユニット貯湯ユニット付属品他配線・配線器具の購入・据付配管・配管器具の購入・据付 上記工事に付随する費用</p>	<p>補助対象経費の実支出額又は100,000円のいずれか低い方の額とする(当該額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)</p>
<p>家庭用リチウムイオン蓄電池(この表において「蓄電池」という。)</p>	<p>次の全ての要件を満たすものであること。 (1) 蓄電容量が1キロワットアワー以上の蓄電池部とインバーター等の電力変換装置とが一体的に構成されたシステムであること。 (2) 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有するものと市長が認めたものであること。 (3) 未使用のものであること。</p>	<p>次の全てに該当すること。 (1) 自ら居住する市内の住宅に補助対象システムを設置した者又は自ら居住するために市内に補助対象システム付きの住宅を購入した者であること。 (2) 自ら電力会社と電灯契約を締結し、かつ、電力系統連系に係る承認等を得ていること。 (3) 同一住宅において蓄電池に係る補助金の交付を市から受けていないこと。</p>	<p>蓄電池部電力変換装置付属品他配線・配線器具の購入・据付配管・配管器具の購入・据付 上記工事に付随する費用</p>	<p>補助対象経費の実支出額又は75,000円のいずれか低い方の額とする(当該額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)</p>